

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況															
第3章 監査の結果及び意見 3．幼稚園事業 (1)公立幼稚園のあり方の検討状況 廃園幼稚園について【意見9】 廃園幼稚園とは、すでに神戸市立学校設置条例別表1(第3条関係)幼稚園 から削除された幼稚園であり、廃園幼稚園の園舎及び土地は普通財産となり原則として行財政局管財課の所管となる。 平成26年9月1日現在において廃園となった公立幼稚園は26園あり、その後の活用状況は以下のとおりである。 <図表3-16> 廃園幼稚園の活用状況 <table><tr><th></th><th>活用方法</th><th>園数</th></tr><tr><td></td><td>小学校へ編入</td><td>12園</td></tr><tr><td></td><td>他局への移管の上、転活用</td><td>11園</td></tr><tr><td></td><td>教育委員会内での転活用</td><td>2園</td></tr><tr><td></td><td>未活用</td><td>1園</td></tr></table> の中には旧幼稚園の園舎の一部が5階建ての市営住宅の1階部分にあり、現在、文化財倉庫として利用しているところがある。1階部分は商業施設への転用等、利用用途は広いとため、他の有効活用を検討する余地がある。 の1園についてはすでに建物は撤去済みであるがその跡地が活用されていない。当該跡地については神戸市が所有する隣接地との一体利用を検討しているものの、具体的な計画はない。 ここで、神戸市所有の資産である公立幼稚園及びその敷地を転用することは資産の有効活用の観点からも望ましいと考えられる。【意見7】で記載したとおり、理論上は1園廃園して、その跡地を売却すると約2億円の収入を得ることになり、その効果は大きい。		活用方法	園数		小学校へ編入	12園		他局への移管の上、転活用	11園		教育委員会内での転活用	2園		未活用	1園	については、市営住宅建て替えに伴う活用のため、平成28年度末に住宅都市局へ移管した。 については、関係部局と協議を行ったが、現状維持を継続することとなった。 (教育委員会)	措置 済
	活用方法	園数															
	小学校へ編入	12園															
	他局への移管の上、転活用	11園															
	教育委員会内での転活用	2園															
	未活用	1園															
5．その他の保育サービス事業 (2)ファミリー・サポート・センター事業 緊急時のマニュアル整備について【意見14】 協力会員が活動している最中に、災害等の緊急事態が生じた場合の対応マニュアルが整備されていなかった。緊急時の対応を明確にすることにより依頼会員、協力会員双方の不安感を取り除くことに資するため緊急時のマニュアルを早急に整備することが望ましい。	会員に配布する手引書に緊急時における対応について明記されている。 (こども家庭局)	措置 済															
8．子育てについて行政の支援を必要とする児童について (2)増加する虐待相談・通報に対する対応について 【意見27】 平成22年以降の虐待相談の件数増加に対して、対応する職員数が微増にとどまっている。 全国の児童相談所において、児童虐待の疑いがあるにもかかわらず、児童相談所が適切に対応していないことから、死亡事案に発展しているケースも少なからず見受けられる。 このような事故を未然に防ぐためには、適切な職員配置が必要である。職員一人あたりの適切な対応数を把握するとともに、神戸市における児童を守るために必要とされる質を維持するための方策を講じることが望まれる。	きめ細やかな対応を行うことのできる適切な体制の構築の検討を行い、平成28年度に児童福祉司を3名増員した。 平成28年度児童福祉法の改正により新たな配置基準が示されたことから引き続き適正な配置に努めた	措置 済															

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
	い。 (こども家庭局)	
(5) 児童館における一般来館児童の受け入れ体制強化について【意見 30】 児童館は学童保育の児童だけではなく、一般来館の児童もいる。一般来館者のなかにも個別的な配慮を必要とする(以下、要配慮児童)、本人及び児童館にいる他の児童の安全を確保するために、指導員が要配慮児童に付き切りとなっている場合もあり、児童館の指導員に対して過度に負荷がかかっている状況も見受けられる。 学童保育において障がい児を受け入れた場合には、指導員を追加で配置する等の手当を行うことが可能であるが、一般来館において要配慮児童が来館する場合に備えて、常時指導員を配置することは難しいと思われる、例えば、ファミリー・サポート・センター事業のような協力会員を募り必要に応じて活用する等柔軟に対応することが望まれる。	実際、そのような事例が発生すれば、個別に運営者と協議し、必要な体制を整備したい。 (こども家庭局)	措置 済
9. 子育て支援事業の推進体制 (2) 幼保小の連携 情報連携【意見 33】 幼保小の情報に関する連携に関しては、幼稚園から小学校へ進学する児童の情報については、学校教育法施行規則第24条に基づき、「幼稚園幼児指導要録抄本」が幼稚園から小学校に送付されており、保育所に入所している子どもが小学校へ就学する際には、保育所保育指針に基づき「子どもの育ちを支えるための資料」が「保育所児童保育要録」として送付されている。 ロ. アレルギー情報の共有 なお、アレルギー疾患に関する子どもの情報について、保健福祉局主導による情報交換はあるものの、過去から給食を提供してきた公立保育所の職員に対する研修等のノウハウを公立幼稚園へ展開したり、小学校等で生じた「アレルギーに関するヒヤリ・ハット事例と対応策」を相互に提供し合い、共有したりすることにより、有用かつ効率的な子ども支援体制が構築できると考える。また、私立幼稚園や私立保育所に神戸市が積極的に情報提供するとともに、将来的には情報を収集・蓄積し、全神戸市としてアレルギー等の特殊な問題に対して、切れ目なく漏れがない子ども支援体制を構築すべきと考える。 積極的に情報連携できる仕組みを構築し、神戸市全体として子育て支援に有効かつ効率的に取り組む体制が必要である。	ロ. 平成27年4月から神戸市立学校園にアレルギーに関するヒヤリ・ハット報告を実施した。従来から年2回開催実施している「神戸市アレルギー性疾患対策検討会」を、平成28年度は6月14日と平成29年1月26日に実施。関係各部局における現状と情報提供を実施するとともに、報告として上がってきたヒヤリ・ハット事案について、課題の検討及び情報の共有化を図る。あわせて次年度講習会のテーマについて協議。平成29年度以降も年2回で同様に継続実施予定である。(教育委員会)	措置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
11．現場視察 (1) 神戸市立小学校の視察 成徳小学校（灘区）【意見 38】 近隣は阪急六甲駅，JR六甲道駅に近く，神戸市としては珍しく土地が平坦で，人気のある地域であり，仮設校舎による臨時的対応では不十分であると考えられ，土地の権利関係の整理，校区の見直し，校舎の新築等の根本的な解決計画が必要である。 また，公園と隣接しており校庭には24時間立ち入り可能であり，防犯上は好ましくない状況となっていることから，小学校の安心・安全の視点から優先的に解決を図る必要がある。	成徳小学校においては，平成29年度の予算措置を行い，現在設置している一般型仮設校舎を内装や機能面を本設校舎並みの仕様とした，長期使用にも耐えうる仮設校舎に建て替える予定である。 防犯対策については，従前より敷地内に設置していた3台の防犯カメラに加え，平成27年1月に公園との境界や校門付近を撮影できる防犯カメラを3台増設した。 （教育委員会）	措置 済
港島小学校（中央区）【意見 39】 ポートアイランド地区に1ヶ所的小学校であるため小学校どうしの統合は出来ないが，開設当初の1/3の生徒数になり今後の大幅な増加は見込めない。設備規模が大きく迷路状態になっていることから，生徒の安全も意識し，棟別・階別に利活用に工夫が必要と思われる。 また，校庭に天然芝が敷設されており，芝刈り等の天然芝の維持管理を教員が実施していることから，維持管理費や教師への負担を分析した上で，天然芝の必要性を検討する必要がある。	港島小学校においては，平成28年4月に，義務教育学校（小中一貫校）に移行した。現在，施設一体型校舎への改築に向けた検討を行っており，平成29年度予算で設計費等を計上している。 （教育委員会）	措置 済